

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

事業名	地区名	事業主体
法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	集団移転促進事業 長清水・寺浜 (長清水地区)	南三陸町

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地目		面積 (m ²)	土地利用 区 分	
		登記簿	現況		農振法	都市 計画法
本吉郡南三陸町 戸倉字太田	98番地の一部	畠	畠	1,429のうち 1,087	農振地域内・ 農用地区内	都市計画 区域外
計 1筆		1,087 m ² (畠1,087 m ²)				